

支部保険者機能強化予算の検討について

議題2の趣旨

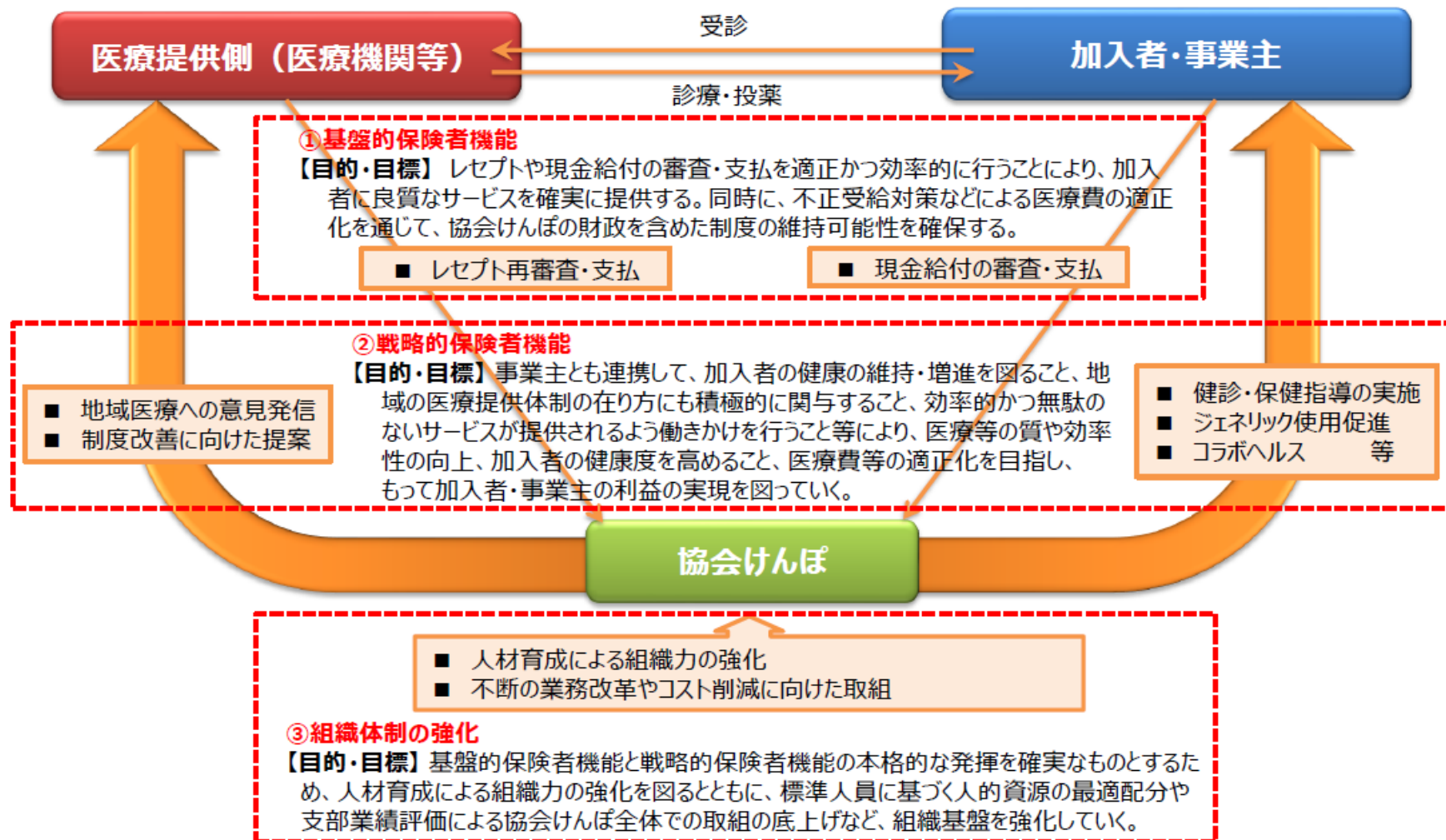
支部保険者機能強化予算の検討については、翌年度の支部の保険者機能の発揮に直接関わることであり極めて重要です。また、コラボヘルスを始めとする支部の保険者機能を発揮するためには、事業主や被保険者を代表する評議員の意見は極めて参考になるものと考えております。

事業主や加入者の意見を反映させた事業とするため、評議員の皆様のご意見やアイデアを伺い、費用対効果も踏まえながら、検討を進めたいと存じます。

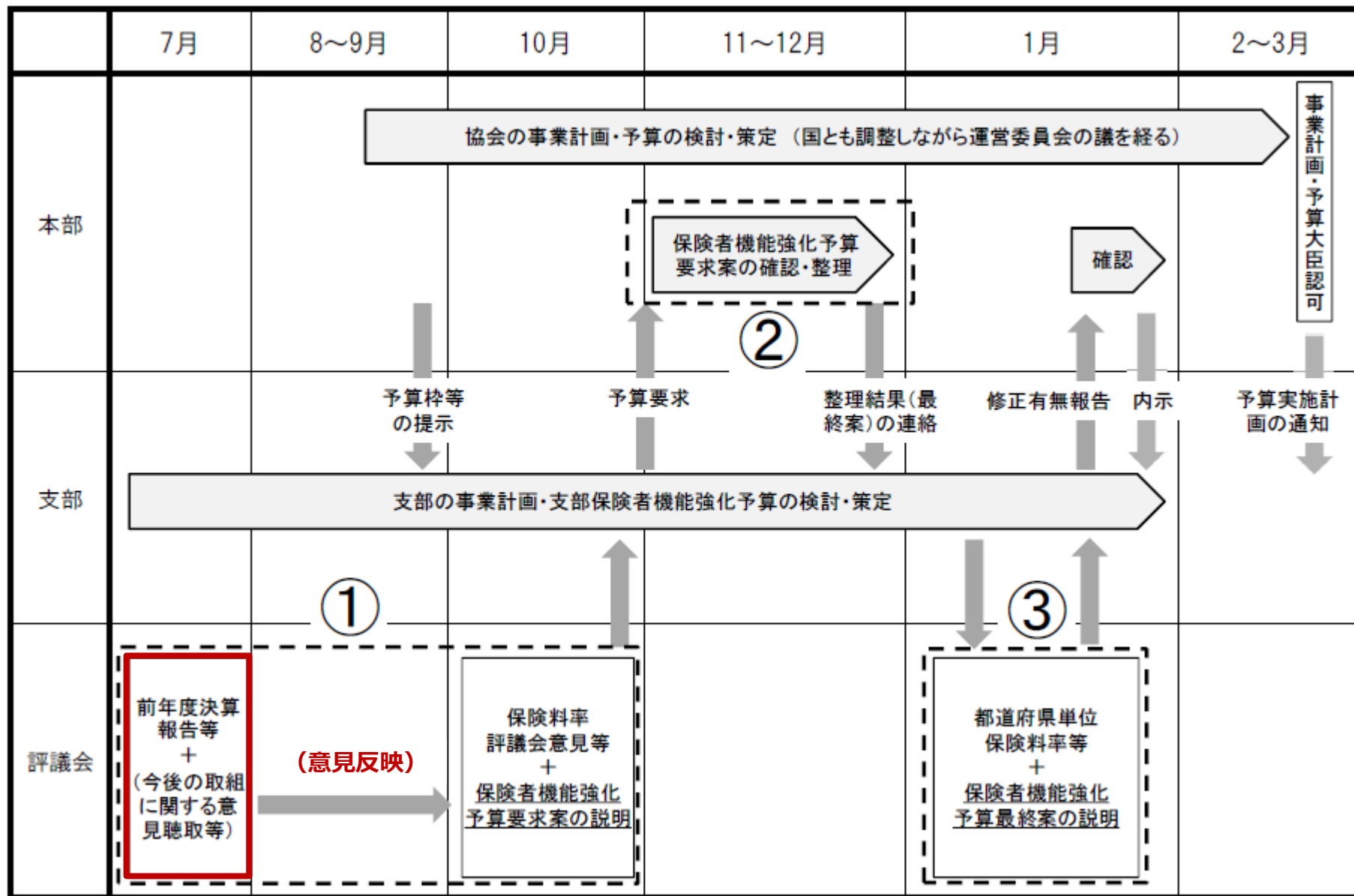
保険者機能強化アクションプラン（第4期）における協会けんぽ運営の基本方針

基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。



令和元年度 支部保険者機能強化予算策定のスケジュール（イメージ）



令和元年度福島支部保険者機能強化予算①

支部保険者機能強化予算の区分等

予算区分	分野
①支部医療費適正化等予算 (支部予算枠：15,039千円) 〔医療費適正化対策や広報・意見発信など、地域の実情等を踏まえた取り組みを推進するために必要な予算〕	医療費適正化対策経費
	広報・意見発信経費
②支部保健事業予算 (支部予算枠：69,992千円) 〔受診勧奨対策や重症化予防対策など、保健事業における重点的な取り組みを推進するために必要な予算〕	健診関連経費
	保健指導委託経費
	健診及び保健指導に係る事務経費
	その他の保健事業経費

①支部医療費適正化等予算

(千円)

分野	事業名	経費
医療費適正化対策経費	医療費負担の発生しない加入者に対してのジェネリック医薬品啓発	1,320
	地方自治体と連携したセミナー、イベント等の開催	386
	保険医療機関に対する研修会の開催	535
	資格喪失後受診者への返納金督促等架電業務	1,225
広報・意見発信経費	紙媒体による広報 (定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等印刷、及び業務用のリーフレットやポスター、冊子(しおり)の作成等)	7,411
	広報媒体を活用した特定健診・特定保健指導の周知広報	2,530
	ウェブを活用した福島支部事業の周知広報	1,556
合 計		14,963

令和元年度福島支部保険者機能強化予算②

②支部保健事業予算

(千円)

分野	事業名	経費
健診関連経費	事業者健診HbA1c追加検査費	315
保健指導委託経費	中間評価時の血液検査費	4,709
健診及び保健指導に係る事務経費	健診実施機関実施指導旅費	195
	医師謝金	154
	保健指導用パンフレット作成等経費	108
	保健指導用事務用品等（測定用機器類等）	132
	保健指導用図書購入費	56
	公民館等における特定保健指導	40
	集団健診	7,645
	事業者健診の結果データの取得	21,090
	健診受診勧奨等経費	6,833
	保健指導利用勧奨経費	842

分野	事業名	経費
その他の保険事業経費	保健事業計画アドバイザー経費	154
	保健師募集広告経費（支部）	50
	コラボヘルス事業	3,842
	未治療者受診勧奨	1,485
	重症化予防対策	259
	その他の保健事業	12,905
合計		60,814

検討①（インセンティブ評価指標関連）

（千円）

評価指標	事業目的	事業名・概要等	経費
1. 特定健診等の受診率	①生活習慣病予防健診受診率の向上	【生活習慣病予防健診の受診勧奨】 新規適用事業所並びに任意継続被保険者に対して、生活習慣病予防健診の受診勧奨を行うもの。	959
		【外部委託事業者を活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨】 新規適用事業所に対し、案内を送付後に外部委託事業者を活用して架電により受診勧奨を行うもの。	990
	②事業者健診結果データの取得促進	【三者連名文書での取得勧奨】 県と労働局との三者連名文書を送付し、同意書の取得促進を図るもの。	674
		【外部委託事業者を活用した事業者健診データの取得勧奨】 外部委託事業者を活用し、未提供事業所に対してDM送付後の架電、訪問勧奨を実施するもの。加えて取得した紙媒体のデータ化を行うもの。	20,416
	③特定健診（家族）受診率の向上	【協会主催の集団健診（出張0円健診）】 被扶養者向けに協会主催の自己負担無料の集団健診（通称「出張0円健診」）を開催するもの。	7,645
		【特定健診受診勧奨ダイレクトメール（集団健診）の実施】 特定健診未受診者の被扶養者に対する、対象市町村の住民健診の日程と記載したDMの送付。	2,640
		【特定健診の連続未受診者に対する受診勧奨ダイレクトメールの実施】 特定健診が3年連続で未受診の対象者に対して、マンガによる視認性の高い広報を実施。	2,244
		【被保険者（35歳以上）と被扶養者（39歳）の同時受診勧奨】 ※令和2年度パイロット事業へ応募 被扶養者が40歳を迎える世帯に対し、被保険者と被扶養者の健診を合わせて勧奨するもの。	505 （概算）

検討①（インセンティブ評価指標関連）

（千円）

評価指標	事業目的	事業名・概要等	経費
2.特定保健指導の実施率	特定保健指導実施率の向上	【特定保健指導の推進】 事業所や加入者に対し、特定保健指導の外部委託先を広報し、利用勧奨を図るもの。加えて、保健指導を円滑に行えるよう必要媒体を作成するもの。	842
3.特定保健指導対象者の減少率	家庭内における健康意識の醸成	【小学校における健康教室】 小学生を対象とした健康教室を実施することにより、幼少期からの健康に対する意識付けを行う。また、親世代へ生活習慣改善や健診の重要性を意識付けするチラシを配布する。	491
	特定保健指導対象者の減少	【保健指導対象者の自発的取り組みを促す情報発信】 ※令和2年度パイロット事業へ応募 前年度の特定保健指導が未実施で、なおかつ腹囲が基準値付近の方に対し、健診受診日直前に自発的取り組みを促すような通知を送付するもの。	510 (概算)
4.要治療者の医療機関受診率	未治療者受診率の向上	【未治療者への受診勧奨の強化】 重症化予防二次勧奨対象者に対し、外部委託機関を活用し、受診勧奨を行うもの。	1,485
5.後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合	ジェネリック医薬品使用割合の向上	【医療費負担の発生しない加入者に対してのジェネリック医薬品啓発】 医療費負担の発生しない加入者（免除対象者、18歳未満の子供）に対し、ジェネリック医薬品の使用を促すような広報を行うもの。	1,320

検討②（コラボヘルス、広報）

(千円)

項目	事業目的	事業名・概要等	経費
コラボヘルス関連	「健康事業所宣言」事業の推進	【「健康事業所宣言」事業】 健康事業所宣言の登録勸奨業務、福島県の認定・表彰制度への推薦等に向けたアンケート事業を実施するもの。	2,439
		【「健康事業所宣言」事業所の取り組み啓発】 健康事業所宣言に登録し、かつ健康づくりに積極的な事業所の取り組み等をまとめた事例集を作成するもの。	1,403
		【「健康事業所宣言」事業所の健康意識の向上】 健康事業所宣言事業所に対して健康測定機器（血管年齢）の貸し出しを行うもの。	5,232
		【「健康事業所宣言」事業所の健康に対する取り組みの周知】 「健康事業所宣言」事業所の従業員に対し、健康づくりを自発的に行う上で参考にできる冊子（ヘルシーライフサポートブック）を配布し、健康づくりをサポートするもの。	7,182
広報関連	協会けんぽ事業の周知	【広報媒体を活用した福島支部事業の周知広報】 福島支部が実施する事業について、新聞等の広報媒体を通じて広く周知を図るもの。	2,530
		【ウェブを活用した福島支部事業の周知広報】 支部ホームページとの連動性を高めて、加入者の理解度向上を図るもの。	1,556

卷末資料

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合の評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

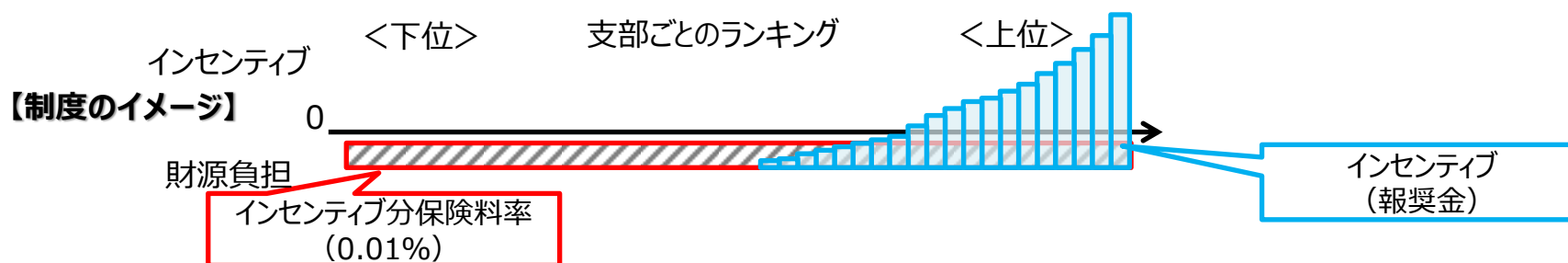
- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。

（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。

- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。

平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒
平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%

- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。



1.定義

パイロット事業は、全国展開を目的として、その実効性や効果を検証する事業である。

2.採用方針

保険者機能の発揮による総合的な取り組みを推進するため、既存の枠組みに捉われない斬新な取り組みかつ全国展開の実現可能性が認められる提案を採用する

3.テーマ

保険者機能強化に資する取り組みとして、アクションプラン（第4期）と同様に、協会けんぽの財政を含めた制度の維持を確保し、加入者・事業主の利益の実現を図るため下記のテーマを掲げている。

- I .医療費の質や効率性の向上
- II .加入者の健康度を高めること
- III .医療費等の適正化
- IV .その他 保険者機能強化に資する取り組み

4.予算

予算の上限は1事業当たり、原則500万円以内（本部予算による執行）

5.その他

本部における審査の結果、不採用となった場合は支部保険者機能強化予算にて実施する。